未来共創型コンパクトシティ推進計画
（宇部市都市計画マスタープラン・立地適正化計画）
届出制度マニュアル

１．立地適正化計画とは.....1
２．届出制度とは.....1
３．届出の流れ.....2
４．届出が必要となる対象行為等.....2
５．都市機能誘導区域外における事前届出.....3
（１）届出の対象となる施設・対象行為.....3
（２）届出対象区域.....4
（３）届出の時期.....5
（４）届出に必要な書類等.....5
（５）届出を要しない行為.....5
６．都市機能誘導区域内における事前届出.....6
（１）届出の対象となる施設・対象行為.....6
（２）届出対象区域.....7
（３）届出の時期.....7
（４）届出に必要な書類等.....7
７．居住誘導区域外における事前届出.....8
（１）届出の対象となる行為.....8
（２）届出対象区域.....9
（３）届出の時期.....10
（４）届出に必要な書類等.....10
（５）届出を要しない行為.....10
８．届出書の様式等.....11

１．立地適正化計画とは

○立地適正化計画は、コンパクトシティの形成を推進するため、都市再生特別措置法の一部改正（2014 年 8 月施行）により新たに制度化された計画です。
○宇部市では、人口減少が見込まれる中にあっても、一定の人口集積で支えられてきた医療・商業施設、公共交通などを将来にわたって維持するために、**コンパクト・プラス・ネットワーク**に取り組みます。
○計画において、都市の拠点として必要な機能を維持・誘導する都市機能誘導区域、人口密度を維持する居住誘導区域を明らかにし、これらの区域外での開発行為等の動きや、誘導施設の立地動向を把握する届出制度を運用し、持続可能なまちづくりを進めます。

立地適正化計画のイメージ



居住誘導区域

人口が減少しても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活のサービスや公共交通、また地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住の誘導を図る区域

都市機能誘導区域

医療・商業等の都市機能を誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域

誘導施設
都市機能誘導区域に誘導する施設

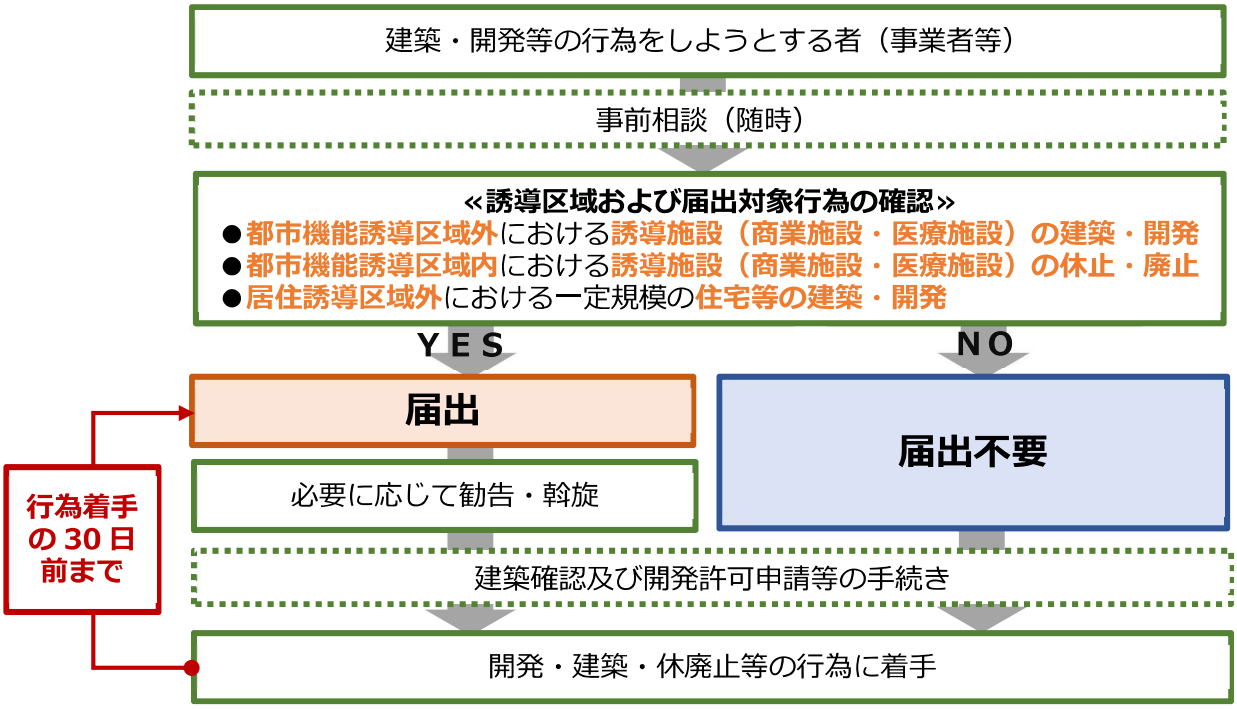
２．届出制度とは

○都市再生特別措置法第 88 条、同法第 108 条、同法第 108 条の 2 の規程に基づき、居住誘導区域外、または都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為、都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止について、届出が必要です。
○市町村長は、届出をした者に対して、開発規模の縮小や居住誘導区域または都市機能誘導区域への立地を促すなどの勧告を行うことができます（都市再生特別措置法第 88 条第 3 項、同法第 108 条第 3 項）。

●**宇部市立地適正化計画の公表（2019 年 7 月 1 日）後は、商業施設や病院、住宅等の建築・開発を検討している方は、工事着手の３０日前までに届出が必要になります。**（一定の条件がありますので、御相談ください。）
●宅地建物取引業法第 35 条における重要事項説明の対象になります。

3．届出の流れ

○届出対象の建築・開発等の行為をしようとする者は、行為に着手する 30 日前までに、以下の流れに基づき、届出書と所定の関係図書を市役所窓口に提出してください。
○届出にあたっては、届出の対象などについて一定の条件がありますので、事前相談（随時）により、都市再生特別措置法の規定に基づく届出の必要性と必要書類の確認を行います。



4．届出が必要となる対象行為等

○届出制度の適用は都市計画区域内とし、届出の対象となる施設、行為、区域は以下のとおりです。対象行為等をご確認いただき、詳細のページに基づき届出手続きを行ってください。

施設	商業施設・病院		住宅等	
行為	**開発・建築等**を行う場合	**休止、又は廃止**を行う場合	**3戸以上の住宅等を開発・建築等**を行う場合	**1,000 ㎡以上の住宅等の開発**を行う場合
区域	都市機能誘導区域外	都市機能誘導区域内	居住誘導区域外	居住誘導区域外
届出手続き（届出書および添付書類の提出）				
	都市機能誘導区域外における事前届出 **«3～5 ページ»**	都市機能誘導区域内における事前届出 **«6～7 ページ»**	居住誘導区域外における事前届出 **«8～10 ページ»**	

※敷地、建築物が居住誘導区域内外をまたぐ場合又は行政区域をまたぐ場合は、区域外の対象行為を基にそれぞれ届出の判断をします。各自治体に御相談ください。
※対象行為が開発行為及び建築等行為となる場合は、それぞれの届出が必要となります。

～商業施設や病院の開発・建築等を行う場合～

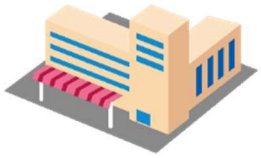
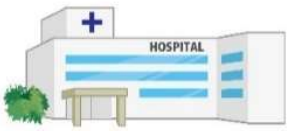
５．都市機能誘導区域外における事前届出（都市再生特別措置法第 108 条）

○都市機能誘導区域外で誘導施設を対象とする一定の開発行為・建築等行為について、市長に届出を行う必要があります。
○届出をした者に対して、市長は、開発規模の縮小や都市機能誘導区域への立地を勧告することができます。
○届出は、都市機能誘導区域外において、都市機能誘導区域に誘導又は維持する施設の整備の動きを把握するための制度であり、以下の基準を設定しています。

（１）届出の対象となる施設・対象行為

○誘導施設を対象とする以下の行為が、届出の対象となります。

«届出の対象となる誘導施設»

誘導施設（都市再生特別措置法 第 81 条第２項３号）	
商業施設 	≪誘導する施設≫ ○ショッピングセンター、スーパー等 ≪施設の定義≫ ・大規模小売店舗立地法第２条１項に規定する店舗面積 1,000 ㎡を超える施設
医療施設 	≪誘導する施設≫ ○特定機能病院・病院 ≪施設の定義≫ ・医療法第４条の２に規定する特定機能病院 ・医療法第１条の５第１項に規定する病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの

«届出対象行為»

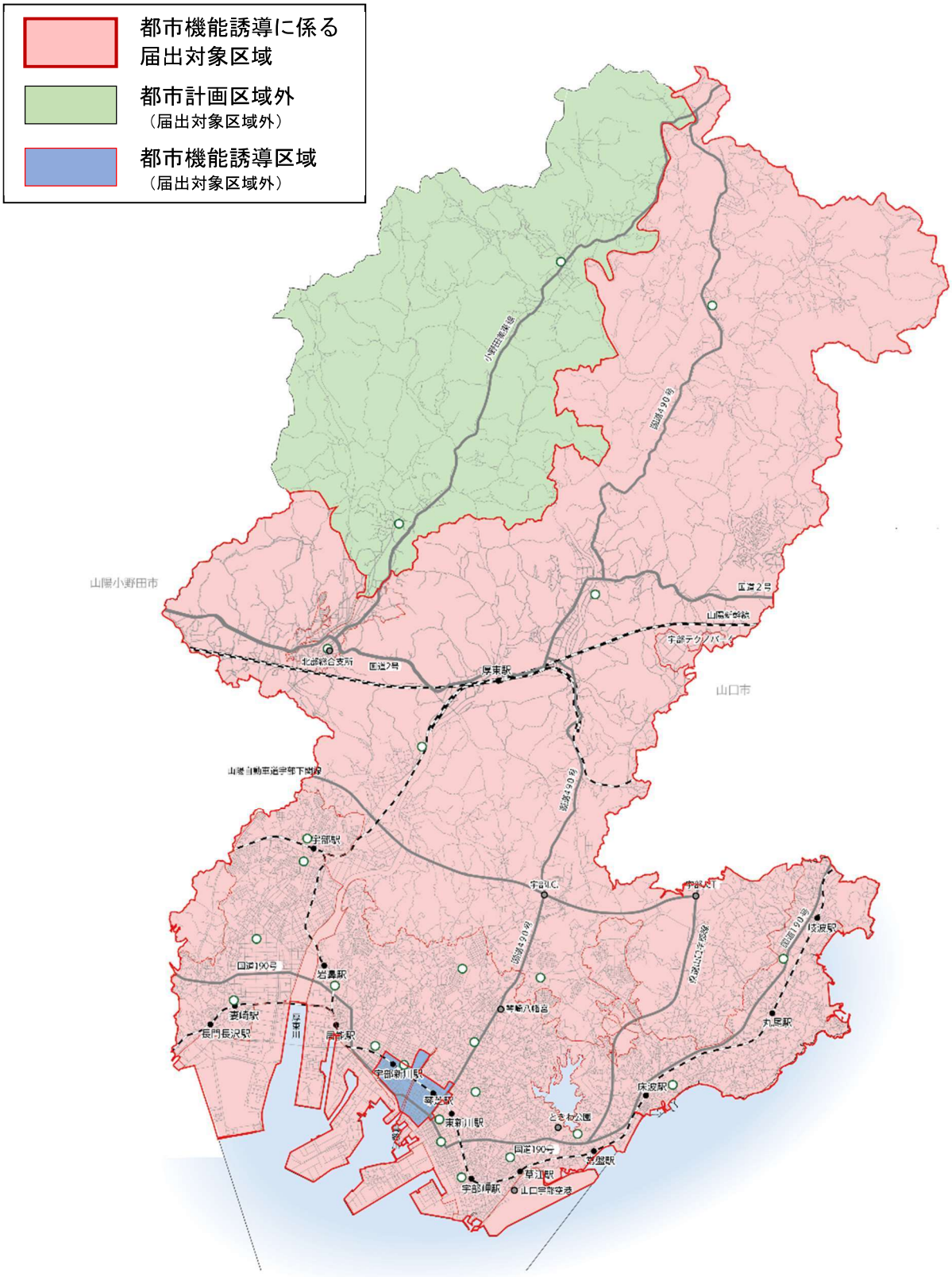
開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

（２）届出対象区域

○届出対象区域は、都市機能誘導区域を除く都市計画区域内とします。

※区域については、市役所窓口やうべマップにてご確認ください。

うべマップ：https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/online_service/1024185.html



（３）届出の時期

○届出対象となる開発行為等に着手する 30 日前までに、市役所窓口へ届出を行ってください。

（４）届出に必要な書類等

○届出の対象となる以下の行為については、あらかじめ定められている届出書様式に添付書類を添えて（2 部）、行為に着手する日の 30 日前までに、市役所窓口まで届出をお願いします。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

届出の対象となる行為	届出書（様式）	添付書類
誘導施設の開発行為	様式１	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書
誘導施設の建築等行為	様式２	・敷地内における建築物の位置を表示する図面 ・建築物の２面以上の立面図及び各階平面図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出（様式３）を提出してください。

（５）届出を要しない行為

○都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

①誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
②誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
③建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
⑤都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

～商業施設や医療施設の休止・廃止を行う場合～

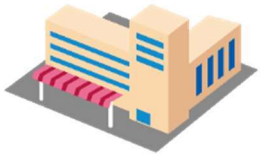
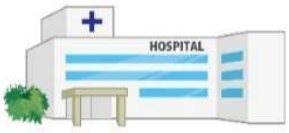
６．都市機能誘導区域内における事前届出（都市再生特別措置法第 108 条の２）

○都市再生特別措置法第 108 条の２の規定に基づき、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合に、市長に届出を行う必要があります。
○市長は、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができます。

（１）届出の対象となる施設・対象行為

○誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合、届出の対象となります。

«届出の対象となる施設»

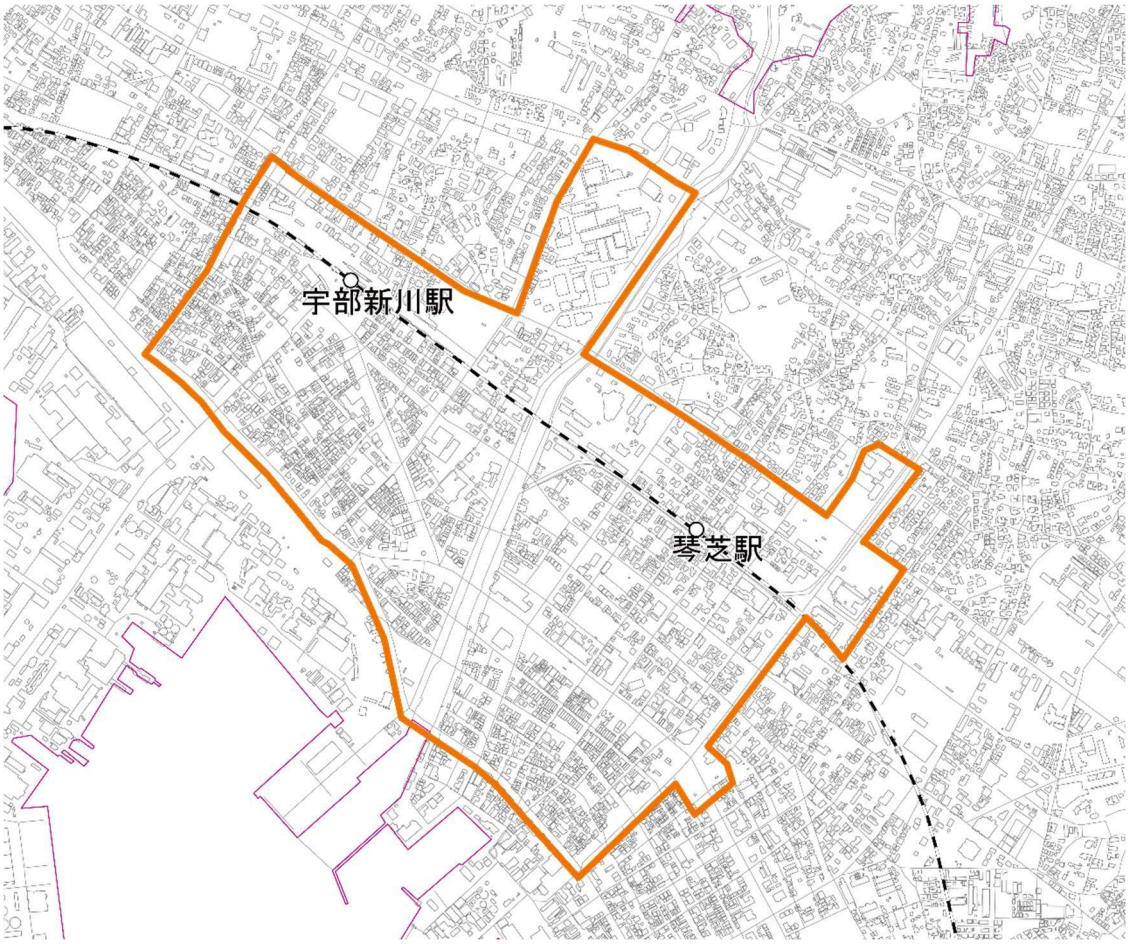
誘導施設（都市再生特別措置法 第 81 条第２項３号）	
商業施設 	≪誘導する施設≫ 〇ショッピングセンター、スーパー等 ≪施設の定義≫ ・大規模小売店舗立地法第２条１項に規定する店舗面積 1,000 ㎡を超える施設
医療施設 	≪誘導する施設≫ 〇特定機能病院・病院 ≪施設の定義≫ ・医療法第４条の２に規定する特定機能病院 ・医療法第１条の５第１項に規定する病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの

（２）届出対象区域

○届出対象区域は、都市機能誘導区域とします。

※区域については、市役所窓口やうべマップにてご確認ください。

うべ情報マップ：https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/online_service/1024185.html



誘導施設の休止・廃止に係る届出対象区域

（３）届出の時期

○誘導施設を休止し、又は廃止しようとする日の 30 日前までに、市役所窓口へ届出を行ってください。

（４）届出に必要な書類等

○届出の対象となる以下の行為については、あらかじめ定められている届出書様式（２部）を、行為に着手する日の 30 日前までに、市役所窓口まで届出をお願いします。

届出の対象となる行為	届出書様式	添付図書
誘導施設を休止し、又は廃止	様式４	・原則不要

～住宅等の開発・建築等を行う場合～

７．居住誘導区域外における事前届出（都市再生特別措置法第 88 条）

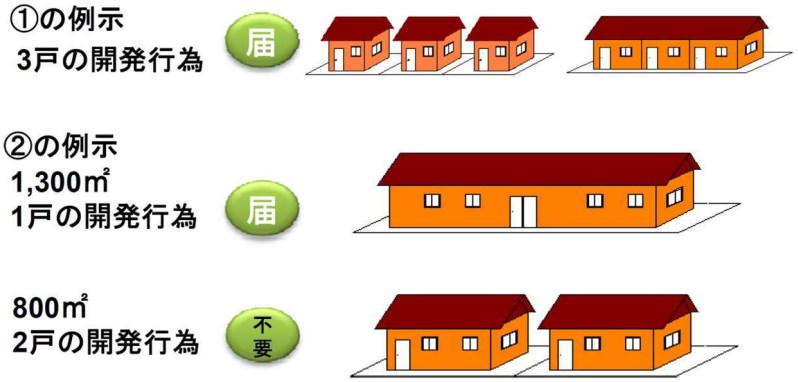
○都市再生特別措置法第 88 条の規定に基づき、居住誘導区域外で住宅等を対象とする一定の開発行為・建築等行為について、市長に届出を行う必要があります。
○届出をした者に対して、市長は、開発規模の縮小や居住誘導区域への立地を勧告することができます。
○届出は、居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度であり、以下の基準が定められています。

（１）届出の対象となる行為

○以下の行為が、届出の対象となります。

開発行為

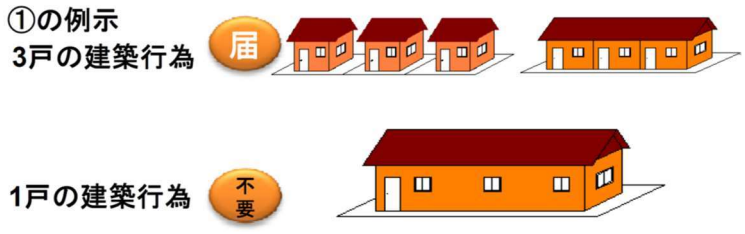
①３戸以上の住宅等の建築目的の開発行為
②1 戸又は２戸の住宅等の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの



③住宅等以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（2019 年７月１日時点で、条例の定めなし）

建築等行為

①３戸以上の住宅等を新築しようとする場合
②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して３戸以上の住宅等とする場合



③人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（2019 年７月１日時点で、条例の定めなし）

※「住宅等」とは、一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋及び共同住宅を指します。詳しくは、建築基準法における住宅の取扱いを参考にしてください。
※国・県・市の所有する住宅等も届出の対象となります。

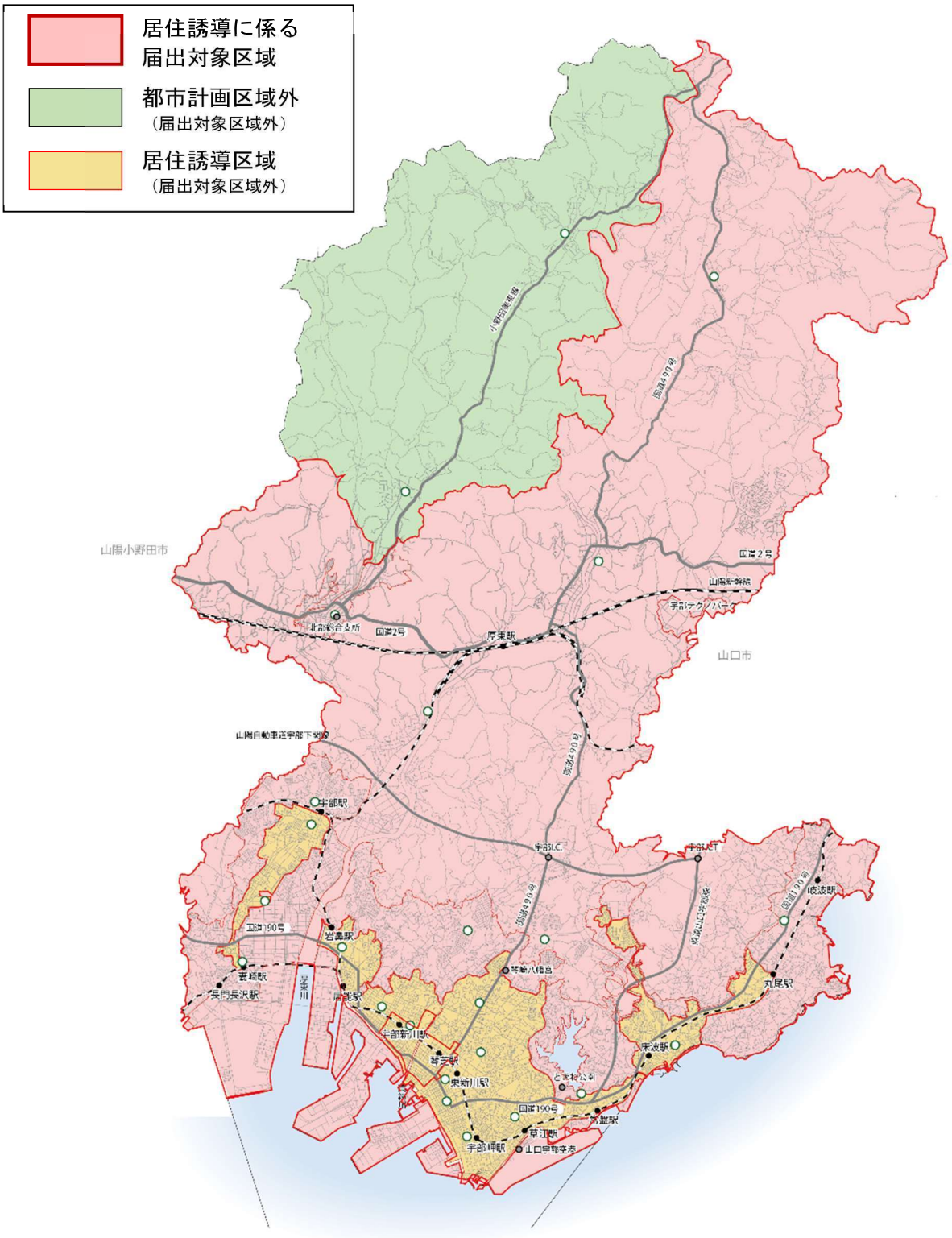
（２）届出対象区域

○届出対象区域は、居住誘導区域を除く都市計画区域内とします。

○土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、風致地区は居住誘導区域外とします。

※区域については、市役所窓口やうべマップにてご確認ください。

うべマップ：https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/online_service/1024185.html



（３）届出の時期

○届出対象となる開発行為等に着手する 30 日前までに、市役所窓口へ届出を行ってください。

（４）届出に必要な書類等

○届出の対象となる以下の行為については、あらかじめ定められている届出書様式に添付書類を添えて（２部）、行為に着手する日の 30 日前までに、市役所窓口まで届出をお願いします。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

届出の対象となる行為	届出書（様式）	添付書類
住宅等の開発行為	様式５	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書
住宅等の建築等行為	様式６	・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 ・建築物の２面以上の立面図及び各階平面図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出（様式７）を提出してください。

（５）届出を要しない行為

○都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
②「①」の住宅等の新築
③建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
⑤都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

８．届出書の様式等

○届出の対象となる以下の行為については、あらかじめ定められている届出書様式に添付書類を添えて（２部）、行為に着手する日の 30 日前までに、市役所窓口まで届出をお願いします。

■届出に必要な書類一覧

届出の対象となる行為		届出書様式	添付書類
都市機能誘導区域外における事前届出	誘導施設の開発行為	様式１	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となる事項を記載した図書
	誘導施設の建築等行為	様式２	・敷地内における建築物の位置を表示する図面 ・建築物の２面以上の立面図及び各階平面図 ・その他参考となる事項を記載した図書
都市機能誘導区域内における休止・廃止の事前届出	誘導施設を休止し、又は廃止	様式４	・原則不要
居住誘導区域外における事前届出	住宅等の開発行為	様式５	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・設計図 ・その他参考となる事項を記載した図書
	住宅等の建築等行為	様式６	・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 ・建築物の２面以上の立面図及び各階平面図 ・その他参考となる事項を記載した図書

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出（様式３、様式７）を提出してください。
※開発許可申請、建築確認申請の図面と同等の縮尺図面を添付してください。

様式第１（都市再生特別措置法施行規則第５２条第１項第１号関係）

開　発　行　為　届　出　書

都市再生特別措置法第１０８条第１項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年　　月　　日

宇部市長　様

届出者　住　所

氏　名　　印

連絡先

開発行為の概要	１　開発区域に含まれる地域の名称（土地の所在、地番）	
	２　開　発　区　域　の　面　積	平方メートル
	３　建　築　物　の　用　途	
	４　工事の着手予定年月日	年　　月　　日
	５　工事の完了予定年月日	年　　月　　日
	６　そ　の　他　必　要　な　事　項	

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等）

・設計図（計画平面図）

・その他参考となるべき事項を記載した図書

記載例

様式第１（都市再生特別措置法施行規則第５２条第１項第１号関係）

開　発　行　為　届　出　書

都市再生特別措置法第１０８条第１項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

行為に着手する３０日前までに記載・提出してください。

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

２０１９　年　７月　１日

宇部市長　様

届出者　住　所　宇部市〇〇町〇丁目〇－〇
株式会社　〇〇〇
氏　名　代表取締役　宇部太郎　印

連絡先　0836－●●－●●●●

開発区域の所在地（地番）を記入してください。

開発行為の概要	１　開発区域に含まれる地域の名称（土地の所在、地番）	宇部市▲▲町▲丁目▲－▲
	２　開発区域の面積	5,000　平方メートル
	３　建築物の用途	大型商業施設（百貨店）
	４　工事の着手予定年月日	2019　年　８月　１日
	５　工事の完了予定年月日	2019　年　12月　１日
	６　その他必要な事項	

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等）
・設計図（計画平面図）
・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第２（都市再生特別措置法施行規則第５２条第１項第２号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第１０８条第１項の規定に基づき、
{誘導施設を有する建築物の新築
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為}
について、下記により届け出ます。

年　　月　　日

宇部市長　様

届出者　住　所

氏　名　　印

連絡先

１　建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 地目：　　面積：　　平方メートル
２　新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
３　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
４　その他必要な事項	行為の着手予定年月日：　　年　　月　　日 行為の完了予定年月日：　　年　　月　　日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図）
・建築物の２面以上の立面図、各階平面図
・その他参考となるべき事項を記載した図書〔例：位置図等〕

記載例

様式第２（都市再生特別措置法施行規則第５２条第１項第２号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第１０８条第１項の規定に基づき、
誘導施設を有する建築物の新築
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為
について、下記により届け出ます。

いずれかを選択してください。

行為に着手する３０日前までに記載・提出してください。

２０１９　年　７月　１日

宇部市長　様

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

届出者　住　所　宇部市〇〇町〇丁目〇－〇
株式会社　〇〇〇
氏　名　代表取締役　宇部太郎　印
連絡先　0836－●●－●●●●

１　建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番：　宇部市▲▲町▲丁目▲－▲ 地目：宅地　面積：　3,000　平方メートル
２　新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	大型商業施設（スーパー）
３　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
４　その他必要な事項	行為の着手予定年月日：　2019　年　8月　1日 行為の完了予定年月日：　2019　年　12月　1日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図）
・建築物の２面以上の立面図、各階平面図
・その他参考となるべき事項を記載した図書〔例：位置図等〕

様式第３（都市再生特別措置法施行規則第５５条第１項関係）

行為の変更届出書

年　　月　　日

宇部市長　様

届出者　住　所

氏　名　　印

連絡先

都市再生特別措置法第１０８条第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日　　年　　月　　日

２　変更の内容

３　変更部分に係る行為の着手予定日　　年　　月　　日

４　変更部分に係る行為の完了予定日：　　年　　月　　日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

３　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等）

・設計図（計画平面図）

・その他参考となるべき事項を記載した図書

《建築行為の場合》・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図）

・建築物の２面以上の立面図及び各階平面図

・その他参考となるべき事項を記載した図書〔例：位置図等〕

記載例

様式第３（都市再生特別措置法施行規則第５５条第１項関係）

行為の変更届出書

２０１９　年　7月　１０日

宇部市長　様

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

届出者　住　所　宇部市〇〇町〇丁目〇－〇
株式会社　〇〇〇
氏　名　代表取締役　宇部太郎　印
連絡先　0836－●●－●●●●

都市再生特別措置法第１０８条第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日　2019　年　8月　1日
２　変更の内容
・面積の変更（3,000 ㎡→2,800 ㎡）
・着手予定年月日の変更（2019 年 8 月 1 日→同年 8 月 10 日）

届出事項のうち変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。

３　変更部分に係る行為の着手予定日　2019　年　8月 10日
４　変更部分に係る行為の完了予定日：　2019　年 12月　1日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
３　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）
《開発行為の場合》・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等）
・設計図（計画平面図）
・その他参考となるべき事項を記載した図書
《建築行為の場合》・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図）
・建築物の２面以上の立面図及び各階平面図
・その他参考となるべき事項を記載した図書〔例：位置図等〕

様式第４（都市再生特別措置法施行規則第５５条の２関係）

誘導施設の休廃止届出書

年　　月　　日

宇部市長　様

届出者　住　所

氏　名　　印

連絡先

都市再生特別措置法第１０８条の２第１項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

１　休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

２　休止（廃止）しようとする年月日　　年　　月　　日

３　休止しようとする場合にあっては、その期間

４　休止（廃止）に伴う措置

（１）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（２）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

３　４（２）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

記載例

様式第４（都市再生特別措置法施行規則第５５条の２関係）

行為に着手する３０日前までに記載・提出してください。

誘導施設の休廃止届出書

２０１９　年　７月　１５日

宇部市長　様

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

届出者　住　所　宇部市〇〇町〇丁目〇－〇
株式会社　〇〇〇
氏　名　代表取締役　宇部太郎　印
連絡先　0836－●●－●●●●

都市再生特別措置法第１０８条の２第１項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

いずれかを選択してください。

記

１　休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
□□□スーパー■■店
大型商業施設（店舗面積 1,500 平方メートル）
宇部市▲▲町▲丁目▲－▲

誘導施設であることがわかるように記入してください。

２　休止（廃止）しようとする年月日　２０１９　年　８月　１５日

３　休止しようとする場合にあっては、その期間

４　休止（廃止）に伴う措置

（１）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途　事務所

（２）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

３　４（２）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

様式第５（都市再生特別措置法施行規則第３５条第１項第１号関係）

開　発　行　為　届　出　書

都市再生特別措置法第８８条第１項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年　　月　　日

宇部市長　様

届出者　住　所

氏　名　　印

連絡先

開発行為の概要	１　開発区域に含まれる地域の名称（地名地番）	
	２　開　発　区　域　の　面　積	平方メートル
	３　住　宅　等　の　用　途	
	４　工事の着手予定年月日	年　　月　　日
	５　工事の完了予定年月日	年　　月　　日
	６　そ　の　他　必　要　な　事　項	

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

・　当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設（道路、公園、広場、下水道等）を表示する図面（位置図等）

・　設計図

・　その他参考となるべき事項を記載した図書

記載例

様式第５（都市再生特別措置法施行規則第３５条第１項第１号関係）

開　発　行　為　届　出　書

都市再生特別措置法第８８条第１項の規定に基づき、開発行為について、次のとおり届出をします。

２０１９　年　７月　１日
宇部市長　様

行為に着手する３０日前までに記載・提出してください。

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

届出者　住　所　宇部市〇〇町〇丁目〇－〇
株式会社　〇〇〇
氏　名　代表取締役　宇部太郎　印

連絡先　0836－●●－●●●●

開発区域の所在地（地番）を記入してください。

開発行為の概要	１　開発区域に含まれる地域の名称（土地の所在、地番）	宇部市▲▲町▲丁目▲－▲
	２　開発区域の面積	3,000　平方メートル
	３　住宅等の用途	一般住宅
	４　工事の着手予定年月日	2019　年　8月　1日
	５　工事の完了予定年月日	2019　年　12月　1日
	６　その他必要な事項	

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

・　当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設（道路、公園、広場、下水道等）を表示する図面（位置図等）
・　設計図
・　その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第６（都市再生特別措置法施行規則第３５条第１項第２号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第８８条第１項の規定に基づき、

{ 住宅等の新築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。

年　月　日

宇部市長　様

届出者　住　所

氏　名　　印

連絡先

１　住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番： 地目：　　面積：　　平方メートル
２　新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
３　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
４　その他必要な事項	行為の着手予定年月日：　　年　月　日 行為の完了予定年月日：　　年　月　日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

・　敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図）
・　建築物の２面以上の立面図及び各階平面図
・　その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）

記載例

様式第６（都市再生特別措置法施行規則第３５条第１項第２号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第８８条第１項の規定に基づき、

いずれかを選択してください。

住　宅　等　の　新　築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

２０１９　年　７月　１日

行為に着手する３０日前までに記載・提出してください。

宇部市長　様

届出者　住　所　宇部市〇〇町〇丁目〇－〇
株式会社　〇〇〇
氏　名　代表取締役　宇部太郎　印

連絡先　0836－●●－●●●●

１　住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番：　宇部市▲▲町▲丁目▲－▲ 地目：宅地　　面積：　800　平方メートル
２　新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
３　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
４　その他必要な事項	行為の着手予定年月日：　2019　年　8　月　1　日 行為の完了予定年月日：　2019　年　12　月　1　日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

・　敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図）
・　建築物の２面以上の立面図及び各階平面図
・　その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）

様式第７（都市再生特別措置法施行規則第３８条第１項関係）

行為の変更届出書

年　　月　　日

宇部市長　様

届出者　住　所

氏　名　　印

連絡先

都市再生特別措置法第８８条第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日　　年　　月　　日

２　変更の内容

３　変更部分に係る行為の着手予定日：　　年　　月　　日

４　変更部分に係る行為の完了予定日：　　年　　月　　日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

３　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等）

・設計図（計画平面図）

・その他参考となるべき事項を記載した図書

《建築行為の場合》・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図）

・建築物の２面以上の立面図及び各階平面図

・その他参考となるべき事項を記載した図書〔例：位置図等〕

記載例

様式第７（都市再生特別措置法施行規則第３８条第１項関係）

行為の変更届出書

２０１９　年　７月　１０日

宇部市長　様

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

届出者　住　所　宇部市〇〇町〇丁目〇－〇
株式会社　〇〇〇
氏　名　代表取締役　宇部太郎　印（宇部）
連絡先　0836－●●－●●●●

都市再生特別措置法第８８条第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日　2019　年　8 月　1 日

２　変更の内容

・面積の変更（3,000 ㎡→2,500 ㎡）
・着手予定年月日の変更（2019 年 8 月 1 日→同年 8 月 10 日）

届出事項のうち変更する項目と、変更前・変更後の内容が分かるように記入してください。

３　変更部分に係る行為の着手予定日：　2019　年　8 月 10 日

４　変更部分に係る行為の完了予定日：　2019　年 12 月　1 日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

３　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等）
・設計図（計画平面図）
・その他参考となるべき事項を記載した図書

《建築行為の場合》・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図）
・建築物の２面以上の立面図及び各階平面図
・その他参考となるべき事項を記載した図書〔例：位置図等〕

【お問い合わせ先・窓口】
宇部市　都市政策部　都市計画課
〒755-8601　宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号
電話番号　：0836-34-8465　　ﾌｧｯｸｽ番号　：0836-22-6049
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　：toshisei@city.ube.yamaguchi.jp